## 設計図書質疑応答書

- 1. 告示等 令和 5 年 9 月 5 日 石岡市告示第 767 号
- 2. 件 名 南小学校児童通学バス (関川地区) 運行業務委託 (債務負担行為)

	質問事項	回答
1	落札決定後、貸切許可のある事業者に下請けを依頼することは可能でしょうか。	業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないとされております。又、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならないとされております。尚、詳細については、発注者と受注者の協議とします。